

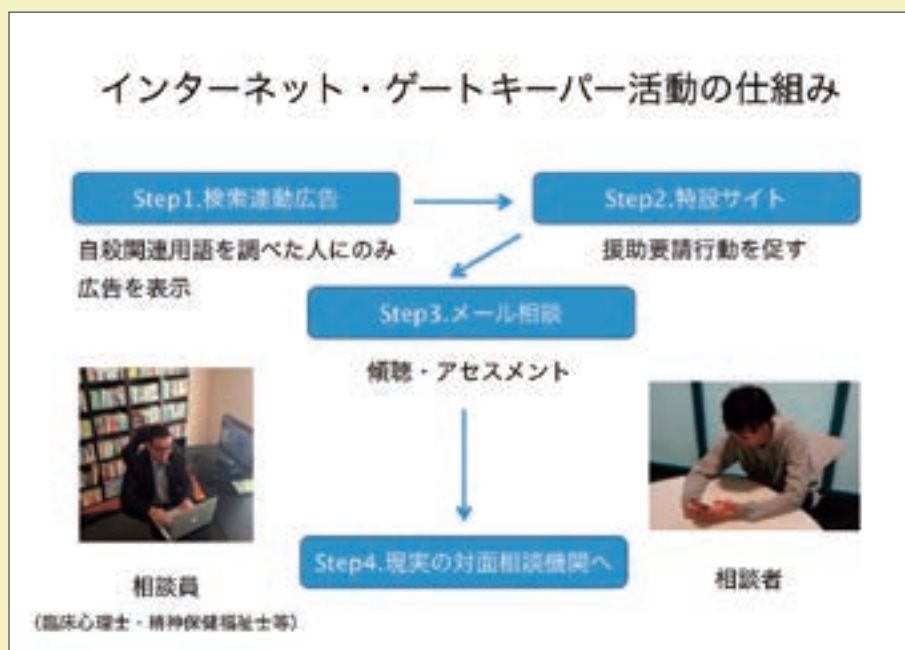
## インターネットを活用した相談支援の取組について

### 検索連動広告を用いたインターネット・ゲートキーパー活動 (特定非営利活動法人OVA)

#### 【活動の背景】

インターネット上には自殺方法等に関する具体的な情報が散在し、その方法は容易に取得ができる。そして、実際に検索エンジンに「自殺方法」や「死にたい」等の言葉を打ち込んでいるユーザーが多く存在する。こうした自殺関連語の検索者は、自殺のリスクが高いことが各国の研究で確認されている。

そこで、特定非営利活動法人OVA（オーヴァ）では、検索エンジンを自殺ハイリスク者のスクリーニングとみなし、検索連動広告（リスティング広告）を用いることで、自殺に関するウェブ検索を行うハイリスク者へアウトリーチする仕組みを構築した。



#### 【活動の内容】

インターネット上で自殺関連語（例：自殺方法）の検索をした人に対して、検索に連動した形で広告を表示し、無料で相談を受け付ける旨を記した特設サイトに誘導する。ユーザーは特設サイトよりワンクリックでメーラーを立ち上げ、相談のメールを送信することができるようになっている。広告は配信する地域を設定することが可能であり、現在は関東圏の一部地域での検索のみを対象に活動を行っている。

相談メールへの対応は対人援助職（臨床心理士・精神保健福祉士等）のチームで行う。

原則的にメールで継続的に行い、状況に応じて電話・対面等で面接を行っている。その内容は傾聴に加えて、アセスメントを行い、相談者の抱えている問題に応じて現実社会における支援機関（例：行政の相談窓口、医療機関、学校の相談室等）へつないでいくというものである。平成25年後期には約150人から相談を受け、上記の方法によって自殺ハイリスク者から効率的に相談を受け付けることができること、現実社会における支援窓口につなげることが可能であることが確認された。（Sueki&Ito,2015）

**【期待される効果と展望】**

専門家によるゲートキーパー活動は予防のエビデンスのある自殺対策である。また、検索連動広告を活用して、効果的な援助につなげるための広告を自殺ハイリスク者の目のつきやすいところに表示させることは、自殺方法等に関する認知的アクセスを困難にし、結果として自殺企図を予防する効果が期待される。

検索連動広告は他の広告手法と比較し、ターゲティングが精緻に出来る他、費用対効果が高い。その上、ハイリスクアプローチのみならず、ポピュレーションアプローチにおいての活用も可能である。また、特定非営利活動法人OVAは平成27年より、他のNPO法人と協同し、検索連動広告を用いて、性暴力被害者支援情報マッチング事業「サイレント・ティア」を開始している。様々な団体と協同しながら、マーケティング的手法を用いてハイリスク者へのアウトリーチを行う事を世界的に普及し、一人でも多くの命を守りたい。

## ※引用文献

Sueki, H., & Ito, J. (2015). Suicide prevention through online gatekeeping using search advertising techniques : A feasibility study. *Crisis*, 36 (4) , 267-273.

(特定非営利活動法人OVA代表理事 伊藤次郎)

## 大阪府における取組について

### ①大阪府自殺未遂者支援センター ②大阪府妊産婦こころの相談センター

(実施期間) ①平成28年1月～  
②平成28年2月～

(実施経費) ①平成27年度 3,323千円  
②平成27年度 2,292千円

(実施主体) 大阪府

#### 【地域の特徴・自殺者数の動向】

大阪府の自殺者数は、平成10年以降2000人を超える状況が続いたが、平成23年から減少し始め、27年は1295人となった。また、府の27年の自殺死亡率は14.7で全国の都道府県の中で最も低い。若年層や高齢者の自殺死亡率の減少は、他の年齢層と比較して小さい。さらに、再企図率の高い自殺未遂者への支援、母子保健と連携した産後うつ病を含む妊産婦のこころの健康への対応など、新たな取組が必要である。



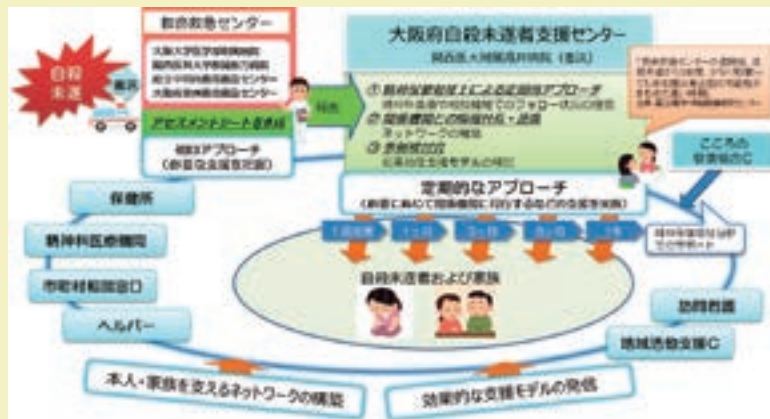
#### ① 大阪府自殺未遂者支援センター

##### 【事業の背景・必要性】

- ・自殺未遂者は再び自殺を図り、死に至るリスクが高い。
- ・自殺未遂後、救命救急センターに搬送されることが多く、自殺未遂から1年間は再び自殺を図る可能性が極めて高い。
- ・自殺を図る動機はひとつではなく、健康問題、家庭問題、経済・生活問題など複数の問題が関連。

⇒再び自殺を図るリスクの高い時期に、適切な機関に継続的につなぐことが必要。

##### 【事業目標 事業内容】



救命救急センターが搬送された自殺未遂者に対して、未遂に至った背景や原因について聞き取り、必要な支援についての情報を大阪府自殺未遂者支援センターへ報告。抱えている悩みの解決に向けて精神保健福祉士が相談に乗るとともに必要に応じて、精神科医療機関や行政等の相談窓口につなげるなど、1年間（1週間後、1か月後、3か月後、6か月後、1年後）定期的にフォローアップする。

##### 【事業実施にあたっての運営体制】

関西医科大学附属滝井病院に委託。専任の精神保健福祉士を配置して実施。

### 【事業の工夫点】

- ・府内を4つのブロックに分け、そのブロックで1か所、救命センターを選定、府内4か所の救命センターに搬送された自殺未遂者で同意が得られたケースを対象とした。
- ・自殺の再企図のリスクの高い1年間に、抱えている問題に応じた相談機関につなぎ、定期的にフォローアップすることで再企図防止に努めている。

### 【今後の課題】

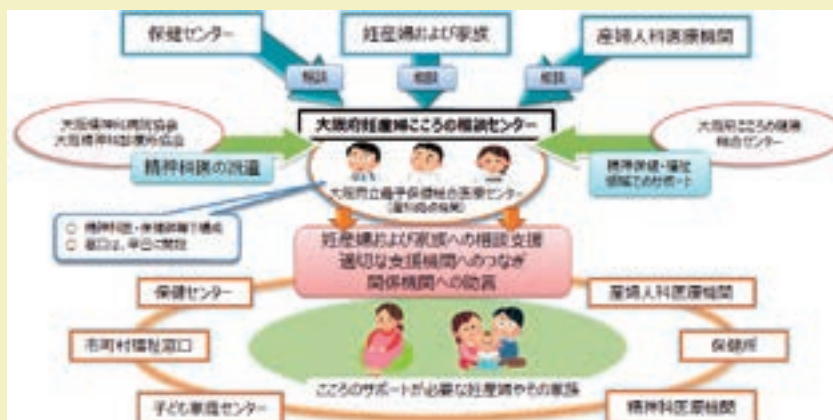
- ・本事業で培った自殺未遂者への効果的な支援方策を府内16か所の救命救急医療機関や地域の関係機関にフィードバックすることで、関係職種のスキルアップにつなげていく。
- ・未遂者支援を通して地域の関係機関及び精神科医療機関と救命救急センターの連携強化を図る。

## ② 大阪府妊産婦こころの相談センター

### 【事業の背景・必要性】

- ・妊産婦の自殺は産科的死亡の約4倍の数があると推計され、また社会的かつ周囲に与える影響も大きく緊急な対策が必要である。
- ・うつ病は自殺の大きな要因であるが、産前、産後は精神的に不安定な時期であり、10～20%が産後うつになる。

### 【事業目標 事業内容】



妊産婦の自殺予防やメンタルヘルス対策を目的に、大阪府妊産婦こころの相談センターがワンストップ窓口として、電話相談、面談、診察、関係機関の紹介など必要な支援を行う。関係機関に専門的な助言や支援機関について情報提供を行う。

### 【事業実施にあたっての運営体制】

大阪府立母子保健総合医療センターに委託。専属の精神科医、相談員（保健師、心理士など）、産婦人科医を配置して実施。

### 【事業の工夫点】

- ・多職種が連携して支援を実施。
- ・大阪精神科病院協会、大阪精神科診療所協会、大阪産婦人科医会の理解・協力を得て運営。
- ・府内の全精神科医療機関に、妊産婦の診療状況と診療を行う際の課題に関してアンケートを実施。

### 【今後の課題等】

- ・妊産婦メンタルヘルス対策、産後うつ病対策のために精神科、産婦人科を含む多職種連携を実現。
- ・精神科医療機関の妊産婦診療状況、課題の分析。
- ・妊産婦診療を行う精神科医療機関数の増加。
- ・妊産婦のメンタルヘルスや自殺に関する正確な実態把握。

(大阪府 健康医療部保健医療室地域保健課)

## 遺族支援の取組について

### 自死遺族とうきょう自助グループ「みずべの集い」

#### 【みずべの集いの設立と趣旨】

平成21年2月に設立集会を開き、同年3月より毎月1回自死遺族の「わかちあい」を行っている。28年3月で85回（東日本大震災の発生月は中止）の開催となり、参加者もスタッフも全員自死遺族による自助グループである。設立の趣旨は、大切な人を自死で亡くした方が、参加者それぞれの思いを尊重し、互いに、語り、聞き合うなかで、共に、生きなおす力を培える場をつくること。「わかちあい」を定期的で開催することに主眼を置き活動をしている。

#### 【主な活動】

##### 1. わかちあいの開催

原則、毎月第四日曜日の午後に偶数月は世田谷区で奇数月は渋谷区にて開催している。会の説明から始め簡単な自己紹介を一巡してから、2から4グループに分かれて「わかちあい」を行う。参加者は10人から30人前後である。終了後は場所を変え、クールダウンの時間を設けている（自由参加）。同じ遺族でもそれぞれ違いはあるが、得られることの一つに、客観性が挙げられる。



##### 2. 特別開催

わかちあいの他にミニ遠足・食事会等を年に4回程開催している。現在わかちあいに参加されている方、以前わかちあいに参加されていた方、まだ参加されていない方等が、遺族同士の交流の時を持ちたいと参加される。ミニ遠足はランチの後、庭園等を散策する。

##### 3. ブログでの交流

ブログを開設し、会の案内や自死に関する情報を掲載している。コメント欄では遺族同士の交流があり、ネット上での「わかちあい」の場になっている。

##### 4. メールでの相談

ブログ上にメールアドレスを掲載し、自死遺族からの様々な相談を受け付けている。

##### 5. スタッフの外部活動

スタッフ個人は、会以外でも様々な自死関係の活動を行っている。それぞれ、グリーフケア・サポートプラザ・全国自死遺族連絡会・自死遺族等の権利保護研究会、他に所属している。

#### 【行政と他の自助グループとの連携】

みずべの集いは、世田谷区名義使用・渋谷区後援名義等使用を承認され開催している。また近隣の自助グループ、さいたま市「なないろの集い」・川崎市「カーネーションの集い」・横浜市「虹のかけはし」と連携を取っている。

#### 【今後の課題】

スタッフの確保、会場の予約と経費をどのように賄っていくかである。会場は公の施設を使用し

ているが、予約の確保の条件と競争が激しく希望の日時で予約できない場合があること。経費は参加者から頂く会費とスタッフの寄付で賄っている。スタッフについては希望者を待つしかないのが現状である。

### 【遺族に対する情報と支援について】

わかちあいに関しては情報が少なく、参加をしてどのような効果があるのか、また、自助グループ、サポートグループの違いも知られていないのが現状である。

平成26年度死因別死亡者数（厚生労働省）では自死は8位となっている。それでも、一般社会では自死に関する正しい情報は多くない。自死が何故起こるのか、遺族になった時の対処等は、事後になって初めて入手することが多く、混乱の中での情報収集は正確さに欠ける。他の死因であればある程度は把握している場合が多い。事前に情報を得ておくことは大切なこと。そして、残念ながら自死と言う死因には未だに差別・偏見がある。

行政と民間が自死に関する情報交換を深めて連携を取ることが、遺族支援の推進につながるのではないかと考える。遺族が自由に支援情報を得られ選択できるように構築することが望まれる。

自死遺族とうきょう自助グループ「みずべの集い」

ブログ <http://blog.goo.ne.jp/mizubenotudo>

メールアドレス [mizubenotudo@gmail.com](mailto:mizubenotudo@gmail.com)

(自死遺族とうきょう自助グループ「みずべの集い」スタッフ一同)

## 民間団体を中心とした地域における連携の取組について

### りんごネットワーク ＝異種連携による自殺防止アクション＝

(実施期間) 平成23年度～相談会  
平成26年度～ネットワーク

(実施主体) 青森りんごの会  
(青森多重債務被害等をなくす会)

#### 【事業の背景・必要性】

自殺に至る要因は複数存在し、平均すると4～5個と言われている。それらが絡み合った問題に対して、関係機関単独での対応では困難である。そこで、一つのケースに対し、地域一帯の弁護士・市町村保健師・在宅保健師・精神保健福祉士などが「スクラム」を組んで対応するのが本事業である。民間団体がネットワークを主宰することで、職種や行政単位を超えた連携を実現している。なお、本事業は、平成24年度から27年度まで厚生労働省自殺防止対策事業先駆事業となっていた。

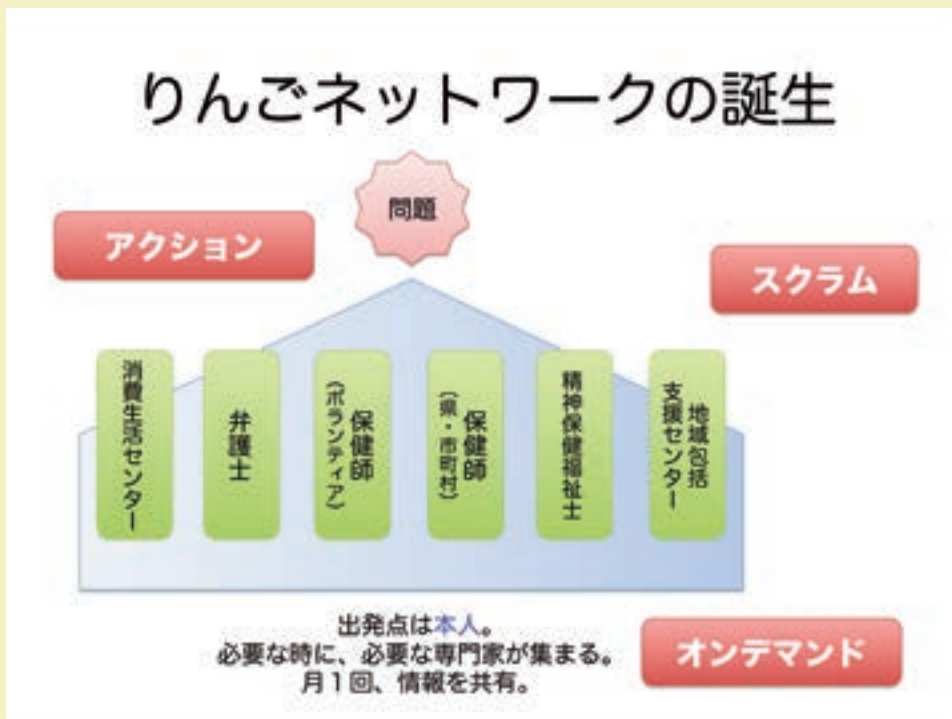
#### 【地域の特徴・自殺者数の動向】

活動の中心である上十三地域は、十和田市、三沢市及び上北郡（おいらせ町を除く）の8市町村で、総面積2,018平方メートルと県土の21%を占める。最も人口の多い十和田市の生産年齢人口割合は59.6%、老年人口割合は28.5%（平成26年）である。

上十三地域の自殺死亡率は、平成16年の53.1（人口10万人対）をピークに減少傾向にあるものの、平成26年は24.8と青森県全体の20.5と比較し高い状況が続いている。

#### 【事業目標 事業内容】

弁護士・保健師・精神保健福祉士が相談担当者となる「借金とこころの無料相談会」を開催し、その後にネットワーク会議（事例検討会）を開催している。この活動には、3つのキーワードがある。



## ① アクション

りんごネットワークは、目の前の現実の問題を解決することを目的としている。その意味で、仮定事例を題材とした検討会や会議ではなく、行動（アクション）である。

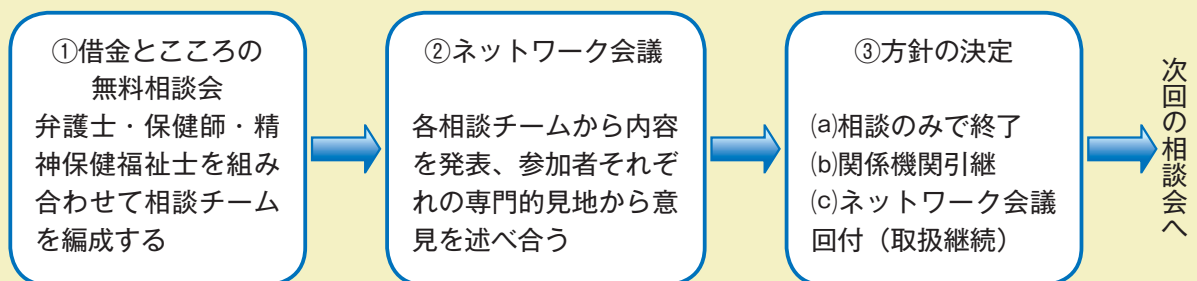
## ② オンデマンド

問題解決の方針を考える出発点は本人である。「本人にとって今何が必要なのか」を重視し、必要な時に、必要な専門家同士で相談して方針を決める。したがって、基本的に、物事を決定するためにいちいち会議を行わず、全体では、月1回のネットワーク会議で情報を共有する体制にしている。これを「オンデマンド方式」と呼んでいる。

## ③ スクラム

「独りで活動していたら、独りよがり。連携して初めて、それぞれの活動も輝く。」と考えている。つまり、複雑なケースに対しては、関係機関が連携して初めて自分の専門分野も活かすことができるのである。そして、りんごネットワークにおける連携とは、窓口の間で「パス」をするのではなく、問題の解決に向けて関係機関が共に「スクラム」を組むことである。

## 【事業実施にあたっての運営体制】



## ・上記③(c)ネットワーク会議回付について

ケースに応じて主担当を決める。関係機関が持ち込んだものであれば、通常はその機関が主担当になる。ネットワーク会議での意見を参考に、主担当者が対応する。途中で検討課題が生じた場合、必要な専門家同士で方針を決定する（オンデマンド方式）。経過報告を、次のネットワーク会議で行う。

つまり、ネットワーク会議では、当日の相談案件と取扱継続中のケースについて検討・方針決定を行っているのである。このネットワーク会議こそ、本事業の「要」である。

## 【事業成果及び評価、今後の課題、その他特筆すべき点】

平成23年度から26年度までの相談会にて、68名（実人数）から相談を受けた。26年度から始めたネットワーク会議では7件を取り扱った（1件解決済み）。

（ケースの一例）振り込め詐欺被害から家族問題・自殺念慮が生じたケースでは、弁護士・保健師で対応し、3回の面談を経て落ち着いた。精神疾患と借金を抱え、劣悪な環境の建物に引きこもっていたケースでは、精神保健福祉士が住居（グループホーム）を確保、弁護士が自己破産手続を行った。

（協力団体）セーフコミュニティとわだをすすめる会、十和田地区退職保健師桜の会、青森県上十三保健所、八戸市、十和田市、三沢市、七戸町、六戸町ほか。

（青森りんごの会）